

「京都市立京都奏和高等学校における居場所づくり事業運営業務」 に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、定時制高校において不登校経験や特別な支援を要するなど、様々な困りを抱える生徒が増加している状況を踏まえ、多様な学びを保障する高校として、学び直しや自立支援等の機能を充実させた「京都奏和高校」（以下、「同校」という。）を令和3年4月に開校した。

同校は、昼間に4つの授業時間帯（部）を設定するとともに、夕方には全ての部の生徒がともに活動する「奏和タイム」を設定している。奏和タイムにおいて、校内で居場所づくり事業を行っており、体験と交流を目的とした「Quintetto（クインテット）」と、他学級や他学年の生徒、異年齢のスタッフとともに過ごせる新たな心の拠り所となる校内居場所カフェ「憩いの場」を実施しており、一人一人の困りの早期発見、中途退学の未然防止等に繋げることを目的としている。

本事業における運営業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的な運営を目指すことから、企画提案公募により受託事業者を募集する。

2 委託契約の内容

（1）名称

京都市立京都奏和高等学校における居場所づくり事業運営業務

（2）内容

別紙仕様書のとおり

（3）業者選定の方式

プロポーザル方式による総合評価を行い、参加業者の中から審査によって1者を選定する

（4）委託期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

（5）委託金額 上限2,600,000円以内（内訳は、別紙仕様書のとおり）

※上記の金額は消費税及び地方消費税相当額10%を含む。

（6）その他 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同額とならない場合があることに留意すること。受託候補者となった者は、その地位・権利を譲渡できないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することを禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ京都市の承認を得ること。

3 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで（平日 午前9時から午後5時まで）

4 スケジュール

令和8年2月 2日（月） 公募開始

2月 4日（水） 質問受付締切

2月 13日（金） 提案書類提出締切

2月 20日（金） 審査結果通知（予定）

4月 1日（水） 契約締結、業務開始

令和9年3月31日（水） 契約期間満了、業務終了※業務開始及び終了時期は同校との調整による

5 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同事業体（以下「共同事業体」という。）であること。なお、共同事業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

（1）本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている者にあっては、公募開始から審査結果通知の日までの期間において京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

- (2) 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下、「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人物でないこと。
- (3) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあっては、次のすべてを満たすこと。
- ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
 - オ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。
 - キ 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

6 応募手続き等

応募事業者は、次のとおり、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 提出書類及び部数

提出書類名	部数
ア 参加申込書（第1号様式） ※共同事業体の場合は、申込者を代表事業者とすること	1部
イ 貴社（貴団体）の概要がわかるもの（任意様式） ※共同事業体の場合は、代表事業者及び分担事業者ともに提出すること	2部
ウ 企画提案書（任意様式）	
エ 業務実績調書（第2号様式） ※共同事業体の場合は、代表事業者の実績を記載すること	正本1部 副本1部
オ 見積書（第3号様式）	
カ 共同事業体協定書の写し（任意様式） ※共同事業体の場合のみ提出すること	1部

競争入札参加有資格者以外の者にあっては、別途以下の書類を提出すること。

ただし、原本のみ（コピー不可）とし、申請日前3箇月以内に発行のものとする。

提出書類名	部数
キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）※法人の場合のみ	1部
ク 納税証明書（未納がないことの証明） (ア) 京都市の市税事務所が発行する市税（全税目）の納税証明書 ※京都市内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの。 (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	1部

(2) 提出方法

下記（3）の提出場所（以下、「事務局」という。）まで郵送又は直接持参すること。

なお、郵送（期限内必着・書留郵便に限る）の場合、その旨を事務局宛に電話又は電子メールにて連絡すること。

(3) 提出場所

京都市教育委員会指導部学校指導課高校教育担当 竹部、石橋

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎7階
電話：075-222-3811 FAX：075-231-3117 メール：gakkousidouka@edu.city.kyoto.jp

(4) 仕様書等に対する質問期限及び回答

- ア 質問対象者 本書及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「5 参加資格」を満たしている者とする。
- イ 質問期限 令和8年2月4日（水）午後5時まで
※月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで以外は、受理確認ができません。
- ウ 質問方法 事務局まで電子メールにて質問票（第4号様式）を送付すること。
- エ 質問への回答 すべての質問及び回答については、教育委員会ホームページにおいて掲載する（令和8年2月6日（金）予定）。

(5) 注意事項

ア 失格となる参加申込書及び企画提案書

参加申込書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となることがある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

(イ) 指定の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの

(オ) 参加要件を満たす根拠資料の提示が、指定された期日内に行われなかったもの

イ その他

(ア) 提出された書類は返却しない。

(イ) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(ウ) 提出された企画提案書は、受託候補者の選定以外には、応募事業者に無断で使用しない。

ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における応募書類の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。

7 審査方法

受託候補者の選定については、以下の通り行う。

(1) 選定方法

ア 応募事業者からの提出書類の内容に対し、下記（3）に掲げる審査項目について同校校長及び京都市教育委員会事務局指導部学校指導課で構成する組織による審査及び評価を行い、評価点60点を満たす第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定するものとする。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を受託候補者とする。

イ 受託候補者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

ウ 審査は、書類審査にて行う。必要に応じてヒアリングを実施する場合があるが、その場合は、参加者に別途通知する。なお、ヒアリング時にはパワーポイント等の機材は使用できない。

エ このほか、評価点を満たした場合でも本業務の履行に支障があると認められる場合においては、受託候補者として選定しないことがある。

オ 最優秀提案者の評価点が、60点以下の場合は採択しない。

カ 審査結果についての異議は受け付けない。

(2) 参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(3) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
本事業の趣旨・目的についての理解	・本事業の趣旨や目的、同校をとりまく状況（様々な困りを抱える生徒に対する支援の必要性等）を理解し、提案者としての考え方 が示されている。	10点
実施スケジュール	・本事業の準備・実施・事業完了（事業報告含む）まで、実現可能なスケジュールが示されている。	10点
運営体制、学校との連携方法	・具体的な人員体制が示され、生徒のニーズに応じた柔軟な対応が見込まれる。 ・学校との連絡・調整・情報共有の方法が示されている。	10点
成果指標の設定	・居場所の設置による効果・事業目的の達成度を把握するための適切な成果指標が設定されている。	10点
緊急時の対策	・生徒が安心して過ごせる居場所として、事故発生時など、緊急時の対応について示されている。	10点
個人情報の保護	・個人情報保護に関し、スタッフへの教育・指導方法について示されている。 ・個人情報の漏えい等が生じた場合の適切な対応策が示されている。	10点
専門的知識、実績	・本事業に関する専門的知識、及び類似業務の実績等を有している。	10点
提案内容の独自性	・魅力ある居場所づくりに向け、独自の提案がなされている。 ・学校外での居場所づくりにつながる仕組みが意識された提案がなされている。	20点
価格点	・適切な見積金額が設定されている。	10点
合 計		100点

(4) 審査は、以下の委員が行う。

【審査委員】

京都市立京都奏和高等学校 校長

京都市教育委員会事務局指導部学校指導課担当課長

京都市教育委員会事務局指導部学校指導課指導主事

京都市教育委員会事務局指導部学校指導課担当係長

(5) 審査結果については令和8年2月20日（金）（予定）までに、参加者全員に電子メール・郵送等により通知するとともに、各応募事業者の名称及び評価結果を教育委員会ホームページに公表する。

8 委託予定先の選定

審査の結果、選定された受託候補者については、業務内容等の条件についての確認を行った後、「委託予定先」として位置づける。

正式な契約締結は、令和8年4月1日（水）までに行う。

また、候補者と業務内容等の条件について、合意に達しない場合は、候補者に次いで評価の高かつたものを候補者とする。

9 その他重要事項

- (1) 本事業の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (2) 本事業の実施にあたり関係法令を遵守すること。
- (3) 本事業の実施において知り得た情報を無断で第三者に漏洩してはならない。
- (4) 本事業の実施に当たり、事故、盗難発生を防ぎ、安全管理に万全を期すこと。
- (5) 本事業が文部科学省等の実施する国庫補助事業に採択された場合は、当該補助事業に付随する経費管理や報告等業務について適正かつ迅速に対応すること。
- (6) 本事業に係る監査が行われる場合は、必ず協力・対応すること。